

【注意事項】

- 注意 1 表示名は、「企画名_氏名」あるいは「団体名_氏名」としてください。
- 注意 2 本会議のレジュメは、11 月祭公式 Web サイト (<https://nf.la>) に掲載されております。ユーザー名およびパスワードは、事前に連絡したものをご利用ください。
- 注意 3 本会議のミーティングの URL やパスワード、レジュメ掲載ページのユーザー名やパスワードなどを他者に共有する行為は行わないでください。
- 注意 4 発言時以外は、マイクをミュートに設定してください。
- 注意 5 発言を希望する際には、Zoom の「手を挙げる」機能を使用してください。議長が発言者を指名するので、指名されてから発言してください。
- 注意 6 発言時には、企画名あるいは団体名と、氏名を述べるようにしてください。議事録作成中は、発言者を企画名あるいは団体名、氏名で記録しますが、閉会後に議事録が共有される際には、委員長および全学実行委員会内の組織、全学学生自治会同学会内の組織を除いては、アルファベットなどで置換します。
- 注意 7 本会議の円滑な進行を妨害する行為が確認された場合、当該行為を行った者に対して、委員長が退場を命じることがあります。
- 注意 8 本会議において、会議参加者に無断で録画・録音する行為は禁止されています。
- 注意 9 議決・承認は、Zoom の「手を挙げる」機能を使用して行います。
- 注意 1 0 議決・承認において、離席者が存在するために会議参加者の一部または全部からの応答が得られない場合には、応答がない者を除いて議決・承認を行います。ただし、議決・承認後に、当該離席者からの意見があれば、受け付けるものとしますが、その扱いについては、個別に判断します。
- 注意 1 1 本会議は、本日 22:30 には、閉会します。

第7回 議事録

開会時刻 19:30

閉会時刻 22:21

- 委員長 開会する。注意事項読み上げ。議事案の承認。
事務局 レジュメの公開が遅れてしまい申し訳ない。第64回京都大学11月祭全学実行委員会への提案と書かれたレジュメを参照。
- 委員長 承認する方は挙手。
A レジュメはどこに公開されているのか。
委員長 11月祭公式Webサイトにて公開されている。
委員長 改めてレジュメを確認してほしい。レジュメの1番の議事案について、何かある人はいるか。挙手をもって承認とする。
A レジュメが見当たらない。
事務局 メールを送信するのが遅くなって申し訳ない。送信したメールにリンク及びパスワードを載せている。
委員長 改めてレジュメを確認する時間を取る。この議事案について異議・意見のある人はいるか。まだ見られない人がいれば教えて欲しい。承認される方は挙手を。
B リンクを踏んだあとにどうしたら見られるのかわからないので教えていただきたい。
事務局 閲覧方法を説明。
委員長 まだ閲覧できない人がいれば教えて欲しい。反応がないので、Aは離席として承認とする。
委員長 議事(1)諸提案に移る。
C 資料4を確認してほしい。学生らによる自主的・主体的11月祭宣言の提案を同学会の代理で行う。内容読み上げ。
委員長 以上の内容について、異議・質問はあるか。挙手をもって承認とする。
(承認)
委員長 議事(2)全面禁酒細則についてに移る。
事務局 レジュメの2番及び別紙1を参照。Web上では資料2として上がっている。別紙の通り、全面禁酒細則を定めることを提案する。
委員長 別紙1を確認する時間を取る。以上に内容について、異議・質問はあるか。
D 2019年度は全面禁酒の理由として当局が教室を貸し出さないために全面禁酒細則を定めることになったという経緯があり、毎年確認するというようになっていたはずである。そのような記述が別紙1には見受けられないが、当局から交換条件的なものを提示されたのか。
事務局 交換条件という形ではなかったが、今年はコロナの中で感染対策的な事情から禁酒すべきだという意見が当局と事務局の間で一致した。毎年確認をするということについては事務局側が怠っていた。申し訳ない。
委員長 これについて何か意見はあるか。
事務局 補足する。第1回の全学実行委員会にて確認自体はしていた。
北村 今回は特に反対はないが、原則として飲酒出来た方が良い。毎回の全学実でその議論はすべ

きだということを確認したい。過去の経緯も踏まえた上で飲酒規制について当然の措置ではなく毎回議論によって確認していくべきだと考えるからである。

委員長

全面禁酒細則全体について、何か意見のある人はいるか。

A

細則 5 の一時預かりについて。返却希望の酒については身分証を確認しているのであればその日のうちに返却してもよいのではないか。

事務局

一時預かりについて。全面禁酒細則の適用期間中に返却するのは望ましくないと考えている。返してもらったお酒だと主張されれば取り締まりができない。また、人間的にその日のうちに返却するのは厳しいためである。

A

どちらでも良いとは思いますが、取り締まり自体はできると思う。受付を設けているのであれば、11 月祭の会場から出るときに身分証を出して返してもらえばいいのではないか。特に他の大学の学生などが後日返却のために取りに来るのは難しいため、不満が出るのではないか。

事務局

少し待ってほしい。受付を設けている場所にお酒を置くことはスペース的に難しいため、構内の吉田食堂等に保管せざるをえない。返した後に構内で酒を持っていることで言い合いになる可能性もある。他の大学や遠方からの来場者に関しては、持ち込みに関しては 2 つ可能性がある。1 つは、11 月祭での飲酒を目的としたものと、もう 1 つは京都観光等のついでに持ち込むことである。特に後者に関しては没収しないことで返さないということがないようにする。

D

2019 年度は実際にどれくらいの酒を没収・保管していたのか。

事務局

現在資料を確認しているので、少し待ってほしい。

委員長

これ以上時間がかかりそうであれば、後に回したい。

事務局

時間がかかり申し訳ない。全部で 33 件の一時預かりがあった。しかし、返却に来た人はほとんどいなかった。

F

特に意見があるわけではないが、酒かお土産品なのかという話があったが、税関のようなものであると感じる。具体的に荷物検査のようなことをしようとしているのかと考えていたが、そのくらいの規模であれば受付のレベルで保管しておけばいいのではないかと感じる。11 月祭の会場内で酒があるから預かるのであれば、その境界にあたる部分で留めておくというのが禁酒細則の実態的な表現としては適切なのではないと思う。

委員長

この発言に対して何か意見はあるか。特になければ、改めて全体の話題に戻りたい。

B

今回提起された全面禁酒細則は 2019 年の規則と同じものなのか。

事務局

何点か変更点があるが、まず目的の部分がコロナの感染防止を主としている。また、禁酒行為として飲酒者の立ち入りを追加した。罰則として、企画出展をしていた場合は一度目は厳重注意・二度目で出展停止をしていたが、二度目で退去を求めるという記述を追加した。

B

禁止行為や罰則が追加された経緯を教えて欲しい。

事務局

飲酒者の立ち入りの追加に関しては、コロナの感染防止という観点から、酔っている人が 11 月祭会場に立ち入ることを防ぎたいためである。罰則の追加は、従来のものでは実効性が低かったため追加するに至った。

A

従来のものでは実効性が低かったとあるが、2019 年より前は 11 月祭での飲酒は全面的に認められていた。特に FIRE では泥酔者が大量にいた。2019 年が禁酒が施行されて初めてであったため、実効性が低いというのは違うのではないか。禁酒とは知らずに来場した人が多買

ったためなのではないか。

C 禁酒関連に関わっていた経験であるが、他大生の話が上がっていたが、実際は統計的には京大生中心だった。そのため、京大生に効力があるものを定めていた。こっそりとサークルのBOXで酒を販売するという事例もあった。

事務局 そもそも11月祭に酒を飲む人は禁酒とは知らずに酒を持ち込んだ人と、知っていて酒を飲んだ人であるが、前者に関しては一度目の厳重注意で対応ができる。一度目で退去を求めることはない。後者に関してはやはり厳しい措置が必要であると考えており、そのためには企画出展停止では弱いのではないかと考えている。今年は来場者登録を行うため、予約の段階で禁酒であることを広報する。

委員長 全体に戻る。全面禁酒細則の全体に関して、何かある方はいるか。特になければ、承認に移る。全面禁酒細則について、承認される方は挙手。反応がなければ、離席とみなす。

D 全学実の形態として全員一致としていると思うが、意見はないが反対であるという場合(そもそも前提から一致できない)はどうするつもりか。

委員長 例えば今回の例では、そもそも前提から一致できない場合というのは全面禁酒の実施に対して反対していると解釈する。その場合はそのような提起をこの場でしてもらいたい。途中参加で議論を終えていないので保留という発言があったが、これは離席としてみなして欲しいというわけではなく、今回承認を取ることに対して承認できないということか、Eに確認したい。

E 今すぐ賛成も反対もできないので、意思表示を見送りたい。

C 賛成しづらいのであれば、以下のような手段もあると思う。2019年の全面禁酒の際は、多数決で決議するというのを全会一致で決定した。議事録に反対がいたということを残しつつ、現実的に通すためである。今回も議事録にやむなし通す旨を記入されることを提案する。

委員長 禁酒するという前提から反対する方はいるか。いなければ、保留のものがいたことを議事録に残して採決を取るといような方法を取りたい。

C 後世のためにも、保留者の意見をメモしておいたほうが良いと思う。

委員長 改めて、保留する者がいた場合に提案されたように意見を議事録に残しつつその他の者によって承認を取ることに異議はないか。特にいないようなので、この方式で進める。

委員長 改めて採決をとる。全面禁酒細則について承認される方は挙手をしてほしい。保留の方は、チャットにて意思表示をしてほしい。

F 全面禁酒について承認を取ることになっているが、全面禁酒すること自体について承認するのか、細則を承認するのか、何らかの規定を定めることを事務局に委任することなのか。

委員長 事務局に回答してほしい。

事務局 細則について承認を取りたい。

委員長 この回答を踏まえて何か発言はあるか。

F 全面禁酒の細則を施行することについては合意しても、全面禁酒細則の一文一句全てを承認することについては一旦保留にしてほしい。無理には言わないが、細則の施行自体について議論した方がいいのではないか。

事務局 補足であるが、全面禁酒そのものの承認については第6回全学実行委員会にて取られている。

委員長 保留が多いためもう少し議論が必要なのではないと思うが、何か意見はあるか。また、事務局はこれらを受けて何かあるか。

F 保留意見には 2 つの立場がある。細則の規定に関して不適當なものがある、細則の存在自体が不適切だと考える、の 2 つだと思う。細則そのものを否定することに引き戻されているように感じる。後者の立場であれば細則自体が通ることは今回の前提になっているので、この 2 つの立場を一旦確認した方がいいのではないか。一旦整理が必要だと感じる。

G 先ほど途中から参加したので議論を追っているが、間違った認識であれば申し訳ないが、今 F の発言しているようなことは、先ほどの事務局の回答からすると全面禁酒自体は前回決まっています、今回細則の議論をしているのであれば、内容について適切かどうかを議論しているのか。今の議論では禁酒の理念そのものについての議論になっているように感じた。

委員長 この発言に対する回答をもって、一旦休憩に移りたい。

F G が発言した内容の通りであるが、細則を現実のものとする形式が既にもう決まっている。今回は細則として機能するための内容を議論している。具体的に保留意見を見ないとなんとも言えないが、細則の条文を承認するかどうかという部分で考えるべきである。まだ洗練されるべき部分があると思うので、保留扱いになりうる。飲酒の規制そのものについては今の議論では乗り越えられているものである。

委員長 それでは、休憩に移る。休憩時間中に議事録をスクロールして確認する。

委員長 時間になったので再開する。何か意見や質問のある人はいるか。

事務局 禁酒に関しては先ほども言ったように前回の全学実で特に今年に関しては感染リスクの観点から禁酒せざるをえないという判断から承認された。今回は全面禁酒細則の内容について議論をしたいと考えている。

委員長 全面禁酒細則の内容に関して今回は議論したい。禁酒自体に対しての意見や禁酒自体に対して異議があるため保留すると言った考え方は除いて考えることにしたい。

委員長 全面禁酒細則の内容について何か意見のある人はいるか。

F 細則の条文であるが、特に罰則に関して A～D まで分けられている。C が A に準拠するとなっているが、例外規則として土産品など飲用を目的としない場合などの条件を明記した方がいいように感じた。

事務局 先ほどのような土産品などの話を受けて、例外規則を設けてしまうと抜け道が存在してしまう。事務局としてはあまり明記をしたくはないが、土産品等を持ちこんだ場合は没収しないような取り扱いをしたい。

F 可能であれば 11 月祭期間中の酒類の持ち込みに関して、飲酒行為との区別が難しいからとあったが、A に定めた罰則「等」に準ずるものとする、ということにしておいた方が良いと思う。C で適用される罰則の条件を緩めるためにこのような書き方をした方が良い。あるいは持ち込みと土産品の区別が明確につけばいいが、そうはいかないので、このような対応で良いと思う。

G F の意見に対して。実際 2019 年にしていた議論では、土産品の話もあったが今回は荷物検査をしない前提で話すが、靴から出さなければいいので条文はそのままにしてそのような注意の仕方に対応できるのではないかと考えた。

委員長 特にないようであれば、4. 罰則の C に関して、これまでの議論を踏まえて何か意見のある

人はいるか。質問の仕方を変えるが、F の意見のように C の罰則の条文を変更した方がよいと考える人はいるか。なければ、他の話題に移る。

委員長
G 全面禁酒細則の全体に関して何かあるか。
罰則の A に関して、11 月祭期間中に飲酒を行なった場合注意をして従わない場合は退去を求めるとあるが、従った場合は飲酒者の立ち入り禁止という規則に基づいて退去させるということなのか。

委員長
事務局 事務局から何かあるか。
少し待ってほしい。規則的に矛盾は生じてはいないが、会場に飲酒者を存在させないという理念に反するので、罰則の A にある「注意し」という部分を削除したい。

委員長
G 回答を受けて、何かあるか。
削除とあるが、やめるように注意するのをやめるということか。E の部分を変えた方がいいのではないか。泥酔者が入ってきて暴れることにコロナ感染的に制限したいということであるので、泥酔者の立ち入り禁止として A はそのままにしておいた方が「泥酔していたら退去を求める」という記述にした方が整合性が取れるのではないか。

事務局 先ほどの発言について訂正する。罰則 A の「従わない場合には」を削除するという意図であった。

委員長 事務局の意見については承知した。従う、従わないに関わらずということで理解した。E に関しては運用上の規定で判断すればよいと思う。

委員長 罰則 A について何かあるか。特になければ全体に戻る。

委員長 全面禁酒細則全体について、何か意見のある人はいるか。

G 別の条文について質問したい。今回全体的に罰則の A～D までであるが、A 以外に対して注意した上でその場で従い、数時間経った後にもう一度飲酒が発覚しているのであればカウントは 0 からか。2019 年度はシステム上では 2 アウト制の運用をしていたと思うが、どうか。

事務局 累積という形で扱う。2 アウト制とする認識である。

G 2 アウト制であれば、伝わりづらいのではないか。累積がないように捉えられれば何度も飲酒が繰り返されるのではないか。2019 年度の規則を参考にその部分を訂正することを検討できないか。

事務局 認識の齟齬がないようにするためにも、文言の訂正は必要であると考えている。2019 年度を参考に訂正していきたい。

G 補足であるが、3 年前の議論では 2 アウト制を取ったが細則上にそれは明記されていない。運用上 2 アウト制にしたという認識であったので、運用マニュアル等を参考にしながら訂正してほしい。

委員長 今回承認を取るとした場合、それらを全学実中に訂正した上で採決を取るということで問題はないか。

事務局 そのような認識で問題ない。

委員長 他に全面禁酒細則について全体を通して意見のある人はいるか。

G 罰則 A の内容を修正したが、C・D に関しては A に準拠するために「従わない場合」という内容が削除ということになるので、B に準拠するというようにした方がよいと思う。

事務局 確かにその通りであるが、A と B の違いとして「出展企画を特定した上で」という内容等があるので、修正前の A の内容をそのまま C に記述した方がいいのではないかと感じた。

- G 承知した。
- 委員長 他に何かあるか。全体を通して何か意見はあるか。
- G 保証金について補足の最後にあるが、細則の規定上この文言が出るのは仕方がないが、どのような内容を想定しているか。保証金の本来の目的は備品の破損に対する補償金であるが、近年意味合いが変わりつつある。全面禁酒細則というのは通常事務局が預かっている保証金とは別の枠組みであるので、企画を行う上でのルール上の枠組みである保証金を別の枠組みに対する違反として没収するのは慎重になる必要がある。企画担当者説明会等でも周知が必要だと思うが、どうか。
- 事務局 事務局としては、保証金は物品の破損に対するものに限らず、11月祭の運営に重大な支障をきたした場合に没収できると考えている。企画担当者説明会等で十分な広報を行った上で運用していきたい。
- G 今のところ想定している保証金の没収事例については今のところ明言できないということか。書き方から全ての場合に適用されるわけではないと思うが、何か想定しているものがあれば回答してほしい。
- 事務局 個別に対応するが、1つの例としては企画出展者が酒類を提供していた場合などは保証金の没収を行うことを考えている。
- G 承知した。2019年度の議論を踏まえた対応であると判断した。企画担当者説明会等でも周知してほしい。
- 委員長 特になければ訂正箇所を画面共有などで共有してもらった上で承認を取りたい。全体を通して何か意見・質問はあるか。
- 委員長 特にないようなので、訂正したものを事務局に提示してほしい。
- 事務局 少し待ってほしい。Wordファイルを共有する。変更点としては、罰則のAに関して従わない場合にはという記述を削除した。Cに関して、もともとAであったものを移し、飲酒行為のカウントを累積とする旨の記述を追記する。
- 委員長 先ほど共有された全面禁酒細則について何か意見のある人はいるか。
- 委員長 特にいないようであれば、採決にうつりたい。全面禁酒細則を承認される方は挙手を。
(挙手)
- 委員長 承認された。
- 委員長 次の議事に移る。
- 事務局 レジュメの3番と別紙を参照。過去の教室破損事例は別紙の通りである。内容読み上げ。あくまで当時のものであり、現在と異なるものがある。
- 委員長 別紙を確認する時間を取る。特になければ以上とする。
- 委員長 全体を通して何かあるか。
- 委員長 それでは、最後に議事録の承認を取る。異議・質問はあるか。
- 委員長 挙手をもって承認とする。
(承認)
- 委員長 何もないようなので閉会する。